

笑顔で ふれあい しんきん感

住宅ローン ご利用ガイド

～ご契約からご返済まで～



ご利用にあたって

このたびは奈良信用金庫の住宅ローンをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このご利用ガイドは、ご契約の概要や、特にご承知いただきたいポイントをまとめたものです。お取引の詳細については、実際のローン契約書などでご確認ください。

- 各種のお手続きについては、今後変更される場合があります。
- 最新の内容は、窓口・ホームページ等でご確認ください。
- 住宅ローンのお申し込みには、当金庫および当金庫の指定する保証会社の審査がございます。
- 審査の結果によっては、お申し込みをお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点などがございましたら、お取引店またはフリーダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

■ 信用金庫と会員について

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関です。

原則として、ご融資を受けていただく方は会員さまに限られます。

会員になれる方は、営業地区内にお住まいの方・お勤めの方・事業所をお持ちの方です。

万一、ローンご利用中に営業地域外にご住所が変わられる場合は、必ずお取引店までご連絡ください。

■ 営業地区

奈良市・大和郡山市・生駒市・天理市・大和高田市・橿原市・香芝市・桜井市・御所市・五條市（旧西吉野村・旧大塔村を除く）・葛城市・生駒郡・山辺郡・磯城郡・北葛城郡・京都府木津川市・京田辺市・相楽郡精華町・大阪府四條畷市・東大阪市
(2022年10月現在)

- 奈良信用金庫のホームページは…

<https://www.narashin.co.jp>

- お電話でのお問い合わせは…

奈良信用金庫 お客様サービス担当

0800-170-6314 平日 午前9:00～午後5:00
(フリーダイヤル)



ご契約にあたって

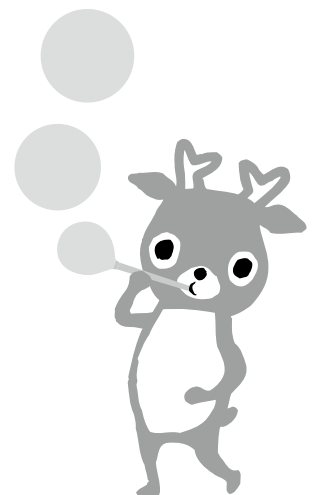
金利タイプについて	1
固定金利型のしくみ	3
変動金利型のしくみ	4
ご返済方式について	5
保証会社のご利用について	6
火災保険について	6
団体信用生命保険について	7

ご返済中のお手続き

金利タイプの変更について	8
一部繰上返済について	9
住所や氏名に変更があった場合	10
ご自宅の増改築等をされる場合	11
その他の変更について	12
お亡くなりになられた場合	13
ご返済完了後について	14

そ の 他

手数料について	16
個人情報のお取扱いについて	17
ローン契約書の用語について	18





ご契約にあたって

金利タイプについて

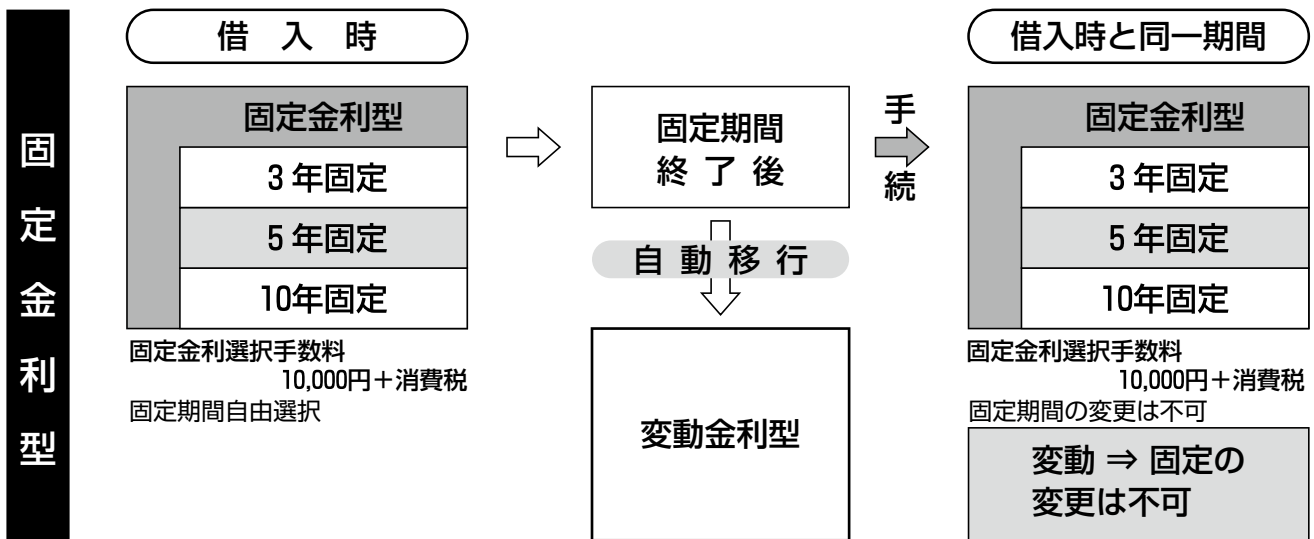
金利タイプには、「固定金利型」・「変動金利型」の2種類があります。

▶▶固定金利型のしくみ → P3 ▶▶変動金利型のしくみ → P4

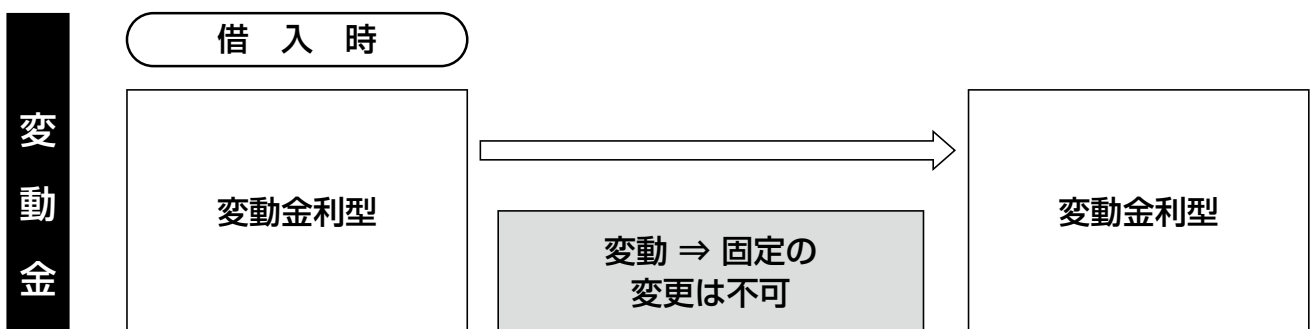
また、店頭表示金利からの適用幅により、「当初型」・「全期間型」の2種類があります。

※当初型 ⇔ 全期間型の変更はできません

「当初型」の金利タイプ選択イメージ



※最終期限まで固定金利ではなく、固定期間のみ金利が固定されます。



「当初型」で借入時に変動金利型を利用された場合および、固定金利期間終了後に再度固定金利型をご選択されず変動金利型に移行した場合は、その後固定金利型に変更することができません。

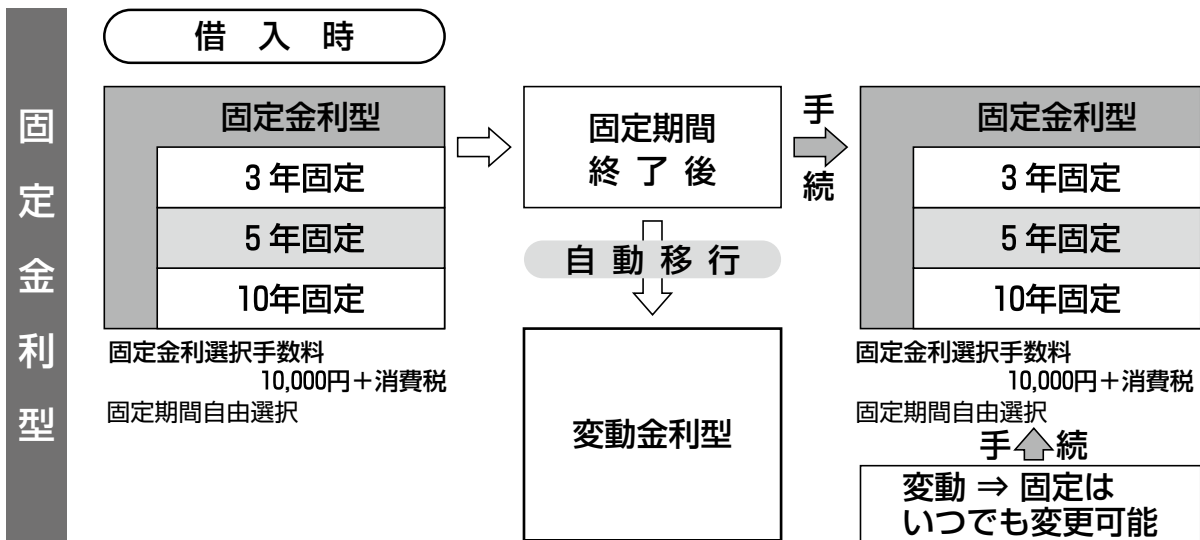
お借り入れ利率は、お借り入れ日の金利が適用されます。
再度固定金利をご選択されたときは、実際のご変更日の金利が適用されます。

ご契約にあたって

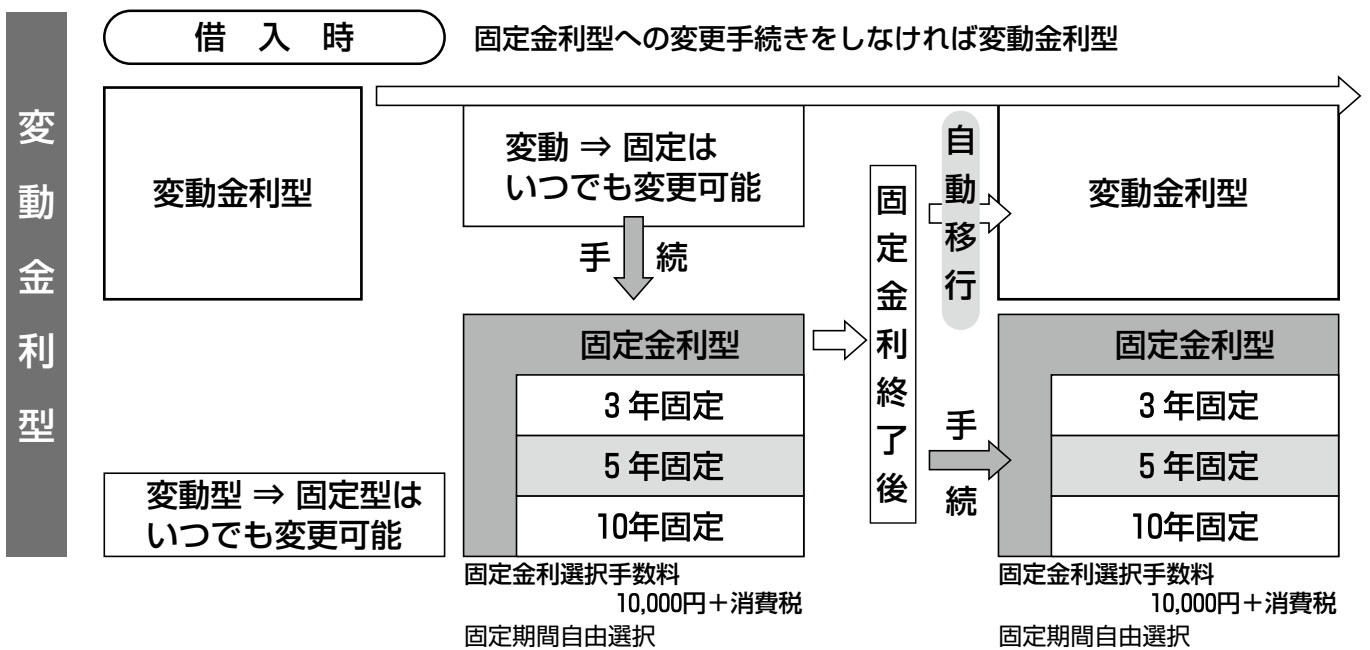
【当初型】… 借入当初に店頭表示金利からの金利幅が大きく、一定期間後に金利幅が変更されるタイプ。固定・変動の選択に制限があります。

【全期間型】… 借入当初から最終期限まで、店頭表示金利からの金利幅が一定のタイプ

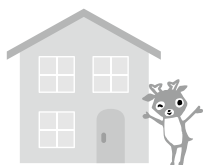
「全期間型」の金利タイプ選択イメージ



※最終期限まで固定金利ではなく、固定期間のみ金利が固定されます。



お借り入れ利率は、お借り入れ日の金利が適用されます。
再度固定金利をご選択されたとき、変動金利から固定金利に変更されたときは、実際のご変更日の金利が適用されます。



ご契約にあたって

固定金利型のしくみ

- 「固定金利型」は、特約期間の間、お借り入れ利率を固定する金利タイプです。
- お借り入れ利率は、当金庫が市場金利の実勢に基づいて毎月独自に設定します。
- お借り入れの残存期間よりも長い特約期間を選ぶことはできません。
- ご利用にあたっては、所定のお手続きと固定金利選択手数料が必要です。
- 特約期間終了後は、自動的に変動金利型に移行します。
再び、固定金利型をご選択いただくこともできます。
(再度、所定のお手続きと固定金利選択手数料が必要です。)

※ただし、以下の場合、固定金利型の再設定はできません。

- ① 残りのご返済期間が、特約期間より短い場合
- ② 「当初型」で変動金利をご利用中の場合

*ご返済が遅延している場合、変更ができないケースがあります。

*一部のローンについては、固定金利型を選択できない場合があります。

ポイント

(1) 固定金利特約について

- ① 特約期間は、3年・5年・10年からお選びいただけます。
- ② 特約期間中は、他の特約期間や、変動金利型に切り替えることができません。
- ③ 「全期間型」をご利用の場合、変動金利型から固定金利型への変更は、いつでも申し出ることができます。
- ④ 特約期間終了のご案内は、あらかじめ書面でお知らせいたします。

変動金利型のしくみ

- 「変動金利型」は、半年ごとに利率が変動する金利タイプです。
- お借り入れ後の利率は当金庫所定『住宅ローン基準金利』* の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ・引き上げが行われます。
毎年4月1日・10月1日を基準日として、利率が変動します。
それぞれ7月・翌年1月の返済分より、返済額が見直されます。
- 見直し後の利率・返済額については、新しい「返済予定表」を4月・10月にお送りします。
- ボーナス返済を併用されている場合、ボーナス返済分のお借り入れ利率の見直し基準日、新利率適用開始日も同様の取扱いとなります。

*現在の住宅ローン基準金利については店頭でご確認ください。

ポイント

(1) 元利均等返済の返済額見直しについて

① 5年間一定ルール

5年間（5回目の10月1日を基準とする12月の約定返済日まで）は、利率の変更にかかわらず返済額は一定です。（元金とお利息の内訳を変更します。）

5年間の返済額一定期間中に金利が上昇した場合、金利水準によっては毎回のお利息が返済額を上回るケースもあります。（返済額は一定ですが「毎回のお利息が返済額を上回っている部分」は未払利息となります。）

金利の低下等によって毎回のお利息が返済額を下回れば、その差額はそれまでに発生した未払利息に充当されます。未払利息がゼロになるまでは、毎回のご返済額によって元金部分が減少することはありません。）金利上昇等により未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終回のご返済にしわ寄せされる可能性があります。

② 125%ルール

5年目の利率変更時には新返済額を再計算いたしますが、利率の上昇により返済額が大きくなる場合でも、新返済額は前回までの返済額の125%を限度として計算します。

(2) 元金均等返済の返済額見直しについて

元金均等返済をご利用の場合、返済額は元金部分と利息部分の合計となりますので、返済額が毎回異なります。元利均等返済のような5年間一定ルールや、125%ルールはありません。

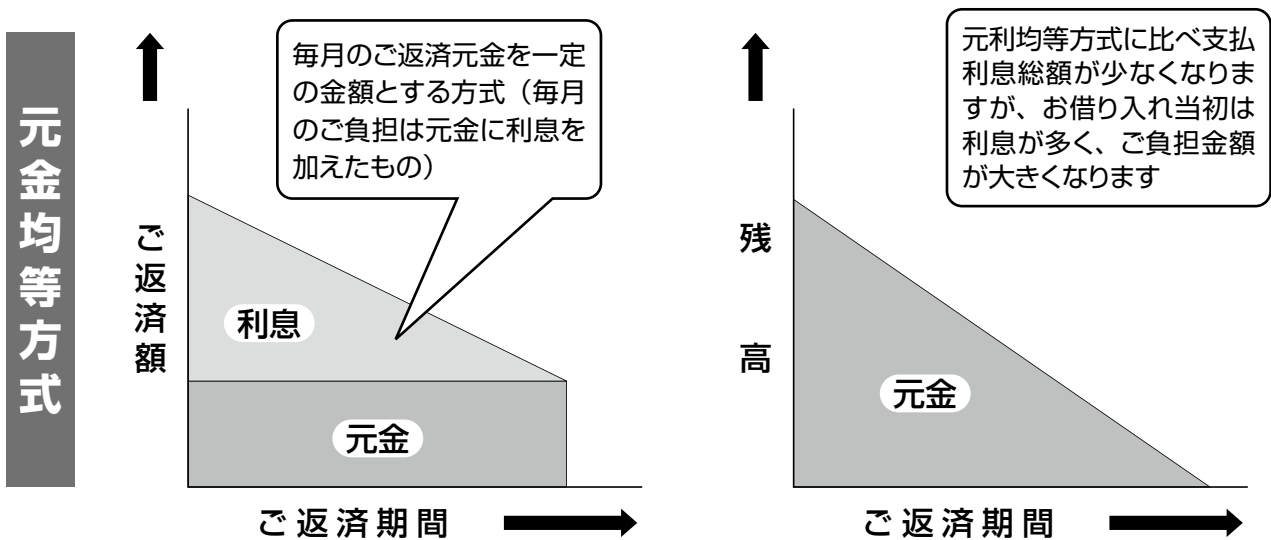
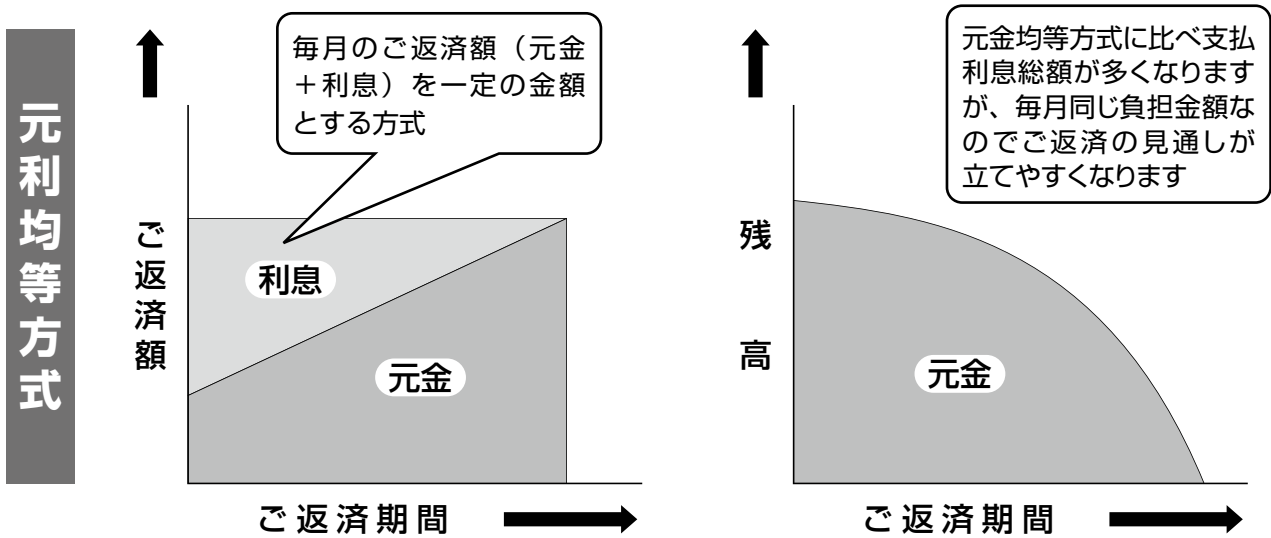


ご契約にあたって

ご返済方式について

ご返済方式には、「元利均等」と「元金均等」があります。

イメージ



ご返済の途中で、

元利均等



元金均等

の方式変更はできません。

ご契約にあたって

保証会社のご利用について

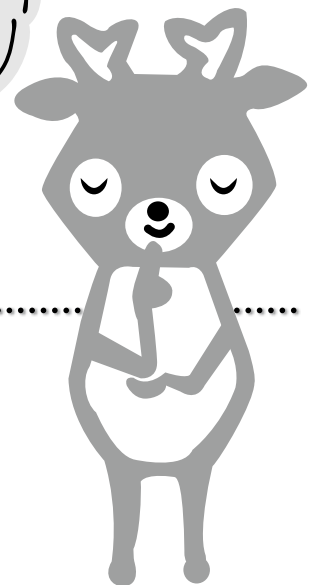
- 住宅ローンのご利用にあたっては、「一般社団法人しんきん保証基金」または「全国保証株式会社」の保証をご利用いただきます。
(商品によっては、保証会社を利用しないケースもあります。)
- 保証を受けるために、保証会社の審査があります。
- お借り入れ時、保証会社あてに保証料を一括してお支払いいただきます。
(保証料はお借り入れ条件により異なります。)

お借り入れにあたっての諸費用としては、

保証料・手数料のほか、火災保険料・抵当権設定登記費用・印紙代
などがあります。

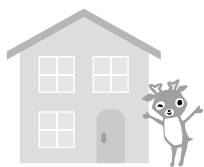


万が一の
ときのために
備えておくんだね



火災保険について

ローン対象物件の火災保険には、お客さまご自身でご加入ください。
火災保険は、当金庫の窓口でもお取扱いをしております。
保険料は、お客さまのご負担となります。



ご契約にあたって

団体信用生命保険について

- 住宅ローンをご返済中の方に万一のことがあった場合、住宅ローン残高を保険金で返済し、遺族の方にご負担が残らないようにする団体保険制度が、「団体信用生命保険」です。（リビング・ニーズ特約が付加されています。）
- 当金庫が保険契約者となり、住宅ローンをお借り入れいただく方を被保険者とする契約内容になります。
- 保険料は当金庫が負担します。
- 信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険のお取扱いもごぞいます。
- 信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険をご選択された場合は、住宅ローン金利に別途上乘せとなります。
- ご夫婦が連帯債務者として、住宅ローンを借る場合に加入することができる「夫婦連生団信」のお取扱いも可能です。

ポイント

(1) 保険加入時の注意点

- ① お申込時に事実と異なる記入をされますと、万一の際に保険金が支払われない場合があります。
- ② 長期に渡りご返済が滞ったり、保証会社の代位弁済を受けた場合、保険から強制脱退となることがあります。
- ③ 団体信用生命保険のお客さま控は大切に保管してください。
- ④ 健康状態によっては、保険会社がお断りする場合があります。その結果により、ローンのお取扱いができない場合があります。
- ⑤ ご加入いただける債務者はおひとりとなっています。
- ⑥ 連帯債務者のご夫婦が「夫婦連生」を選択された場合は、ご夫婦それぞれに対して住宅ローン残高全額の付保が可能となります。
（住宅ローン金利は、別途上乘せ金利となります。又、夫「就業不能団信」妻「一般団信」のようにご夫婦が別々の団体信用生命保険に加入することはできません。）

(2) 万一の場合の注意点

- ① 万一、被保険者の方がお亡くなりになられた場合は、ただちにお取引店へご連絡ください。
- ② 内容によっては、保険金が支払われないケースもあります。詳しくは保険契約のお客さま控をご覧ください。

金利タイプの変更について

- 固定金利型の特約期間が終了した場合、再度固定金利を選択する旨のお申し出がなければ、自動的に変動金利型に移行します。
- 「全期間型」をご利用の場合、変動金利から固定金利へは、いつでも変更のお申し出をいただけます。
- 固定金利特約期間中に、変動金利や他の特約期間の固定金利に変更することはできません。
- 固定金利型の特約期間が終了する場合、続けて固定金利型の再選択をすることができます。この場合、「当初型」をご利用のときは、お借入当初の固定金利特約期間を再度ご選択いただけます。
- 「全期間型」をご利用の場合、固定金利の特約期間は再選択の都度、3年・5年・10年からお選びいただけます。
- 固定金利型のご選択にあたっては、その都度、所定の手続きおよび固定金利選択手数料10,000円+消費税が必要です。また、手続完了には日数が必要です。

→金利タイプの詳細については P 1～4

ポイント

(1) 金利タイプの変更申し出ができるケース

- ① 「全期間型」で変動金利をご利用中の場合
(固定金利型から変動金利型に自動移行した場合も含む)
- ② 「当初型」「全期間型」の固定金利特約期間が終了する場合

(2) 金利タイプの変更ができないケース

- ① 「当初型」で変動金利をご利用中の場合
- ② 固定金利をご利用中の場合
- ③ 残りのご返済期間が、特約期間より短い場合
- ④ もともと、変動金利しか選択できない商品の場合

※ご返済が遅延している場合、変更ができないケースがあります。

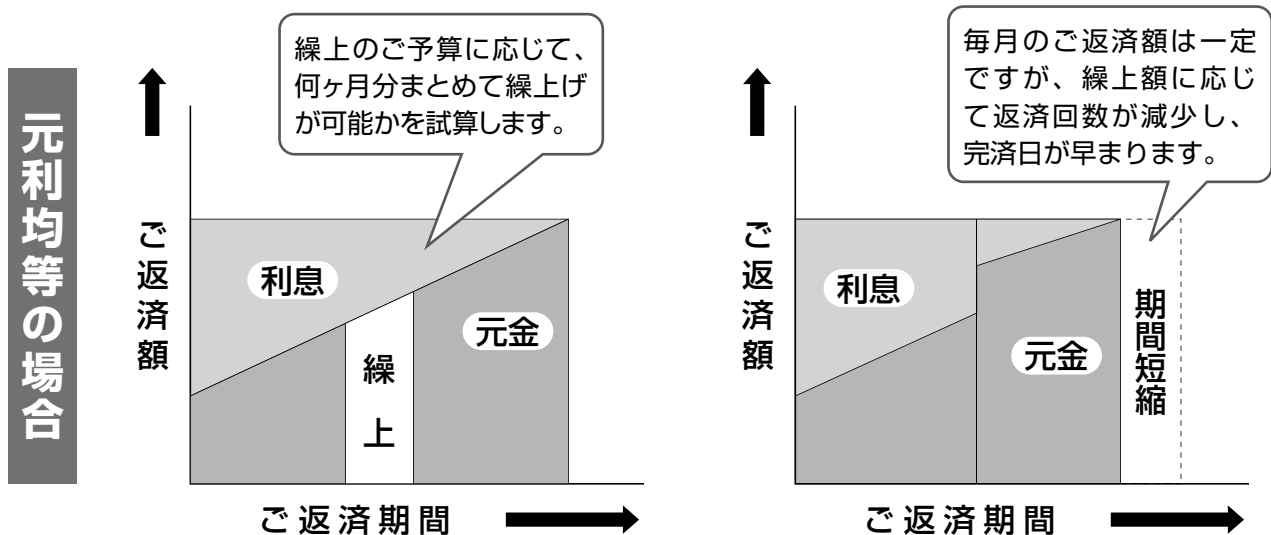


ご契約中のお手続き

一部繰上返済について

- あらかじめご連絡をいただければ、ローンの一部を繰り上げてご返済いただくことができます。
- 繰上げのお手続きにあたっては、所定の手数料が必要です。
→ P16
- 繰上返済後は毎月の返済額は変わらず、返済期間が短縮となります。

イメージ



ポイント

(1) 一部繰上返済お申し出の際の注意点

- ① 元利均等返済の場合、繰上返済ができるのは約定返済日に限られます。あらかじめお取引店にご連絡ください。
- ② ボーナス返済分に対しては、繰上げ返済ができるのはボーナス月の約定返済日に限られます。半年に1回のみとなりますので、特にお早めにお申し出ください。

(2) その他の注意点

住宅借入金等特別控除をお受けの方が、繰上返済により**当初借入日から完済日までの期間**が10年未満となった場合、以降の控除が受けられなくなります。(控除制度の変更があった場合、新しい制度に準じます)

住所・氏名にご変更があった場合

- お届け内容に変更があった場合、すみやかにご連絡ください。

ご変更が必要な方	・お借り入れご本人	・連帯保証人	・連帯債務者	
お届け内容	・住所	・電話番号	・氏名	・お勤め先 など

*お取引店での手続きが必要です。

- 変更の内容によっては、証明書類が必要な場合があります。

(1) 転勤などで一時的に住所・電話番号が変わる場合

お戻りになるまでの間、各種郵便物等のご連絡先を新住所に変更する必要がありますので、お取引店にご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。

(2) 氏名が変更になった場合

ご結婚等で氏名が変わった場合は、お取引店にご連絡ください。

お手続きには、以前のお名前の預金通帳類・キャッシュカード・出資証券をご持参願うとともに、新旧のお名前が記載されている公的証明書類や、取引印鑑・新たにご使用になる印鑑・実印・印鑑証明書などが必要となります。

(3) お勤め先が変わった場合

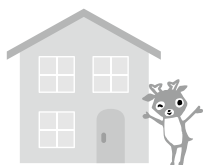
勤務先が変更となった場合、お取引店にご連絡ください。



奈良信用金庫の営業地区外にご転出される場合、必ずご連絡ください。会員資格が失われる場合があります。

また、ローン対象物件がご自宅でなくなった場合、ローンの全額をお返しいただくこともありますのでご注意ください。

会員資格・営業地区については [→表紙裏面](#)



ご返済中のお手続き

ご自宅の増改築等をされる場合

(1) ご自宅の一部を増築・改築される場合

保証会社の承認が必要な場合があります。

お取引店にご相談ください。

また、リフォーム資金をご希望される方は、ご遠慮なくお申し出ください。ご融資のご相談をお受けいたします。

(2) ご自宅の一部を事務所・店舗などに変更する場合

建物の用途を住宅以外に変更するには、保証会社の承認が必要な場合がありますので、お取引店にご相談ください。

変更後の用途や面積により、ローンの全額または一部をご返済いただく場合もありますので、事前にご相談ください。



(3) ご自宅の一部を共有に変更する場合

配偶者との共有など所有者を追加される場合は、お取引店までご連絡ください。住宅の一部を譲り受ける方には担保提供者となっていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、譲受人の続柄や譲渡持分によっては、ローンの全額または一部をご返済いただく場合もありますので、事前にご相談ください。

(4) ご自宅を売却する場合

ご自宅を売却する場合は、ローンの全額をお返しいただくこととなります。

お取引日時にあわせて、担保抹消書類のご用意をいたしますので、お取引店まで事前にご連絡ください。

なお、書類のお手配には時間がかかりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

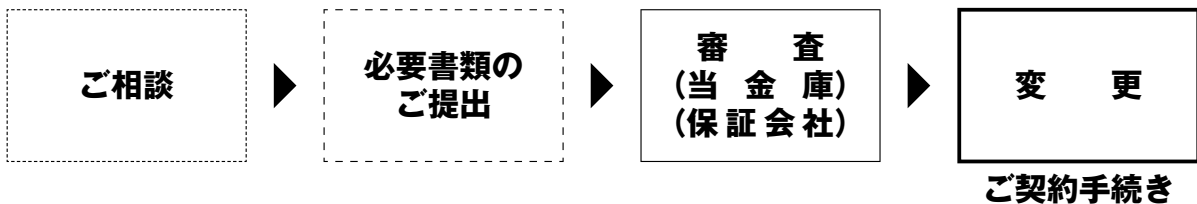
当金庫へのお届けなくご自宅の増改築や譲渡などをされた場合、お借り入れの最終期限前であっても、ローンを全額繰り上げてご返済いただくことがありますので、ご注意ください。

その他の変更について

- お借り入れ中のローン内容を変更したい場合
お借り入れ中のローンについて、内容を変更したい場合はお取引店にご相談ください。
変更内容により所定の手数料がかかります。

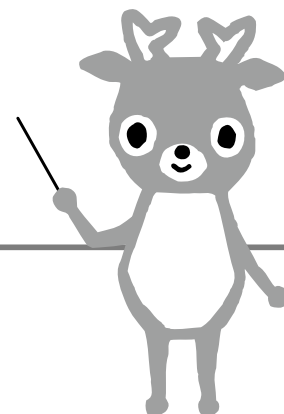
(例) 返済用口座のご変更
返済額見直しのご相談など

(お手続きのイメージ) *お取引店での手続きが必要です。



ポイント

- (1) 変更内容によっては、当金庫および保証会社の審査が必要となります。
- (2) 審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。
- (3) お借り入れ内容によっては、ご返済方法の変更ができない場合があります。
- (4) ご変更にあたっては、お手続きに日数がかかりますので、お含みおきください。





ご返済中のお手続き

お亡くなりになられた場合

●お借り入れ人、連帯保証人、連帯債務者、物上保証人がお亡くなりになられた場合は、すみやかに取引店までご連絡ください。

(1) お借り入れ人がお亡くなりになられた場合

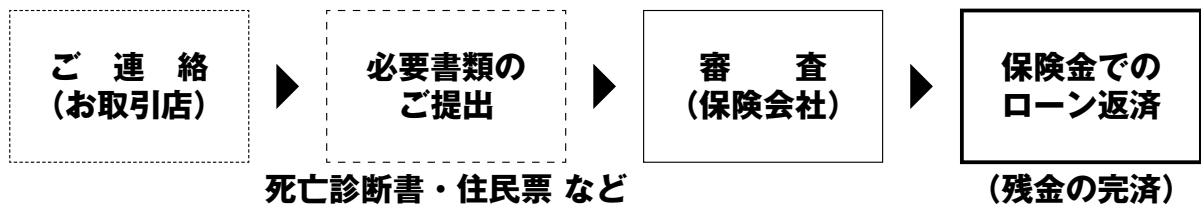
① 団体信用生命保険にご加入されている場合

保険金にてローン全額が返済されます。

(ただし、保険金の支払い対象とならない場合があります。)

詳しくは団体信用生命保険の「お客さま控」をご覧ください。

(お手続きのイメージ)



② 団体信用生命保険にご加入されていない場合

法定相続人のうち、ご返済可能な方にローンを引き継いでいただきます。

(2) 連帯保証人がお亡くなりになられた場合

ご家族の方に新たな保証人となっていただく場合があります。

(3) 連帯債務者がお亡くなりになられた場合

原則として、相続人に、お亡くなりになられた方の債務を引き継いでいただきます。

(4) 「夫婦連生」の団体信用生命保険にご加入されている場合

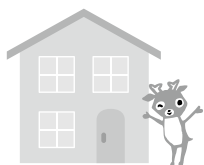
ご夫婦どちらかがお亡くなりになられた場合、保険金にてローン全額が返済されます。
(ただし、保険金の支払い対象とならない場合があります。)

(5) 物上保証人がお亡くなりになられた場合

担保物件の相続人に、物上保証人となっていただきます。

ポイント

団体信用生命保険は、ご遺族の方にローンのご負担が残らないための保険制度です。 → P7



ご返済中のお手続き

ご返済完了後について（つづき）

- 自宅の売却等による完済など、ローン完済と同じ日に担保抹消書類が必要な場合には、必ず前もってお取引店までご連絡をお願いいたします。
また、担保抹消書類の手配には日数がかかりますので、できる限りお早めにご連絡ください。

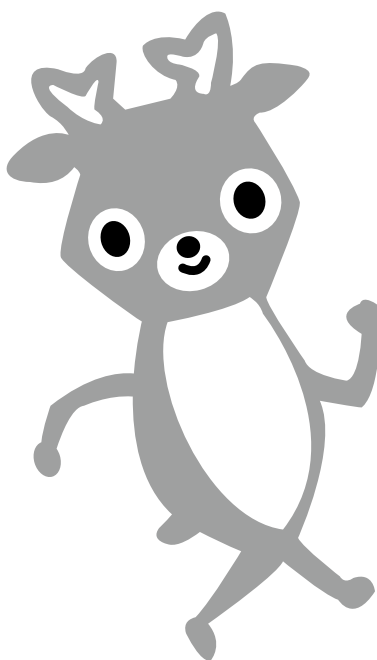
ポイント

担保の抹消にかかる費用は、お客さまのご負担となります。

抹消書類の準備には日数がかかります。

ローンを全額ご返済いただいた際は、担保を抹消するための必要書類をお渡しいたします。

返済したあとの
大切な手続きだね



手数料について

- お借り入れ、繰上返済、条件変更などの際には、手数料がかかります。
- また、手数料は今後改定になる場合があります。
最新の情報についてはホームページまたはお取引店でご確認ください。

奈良信用金庫ホームページ

▶▶▶ <https://www.narashin.co.jp>

項目		手数料(税抜)
住宅ローン取扱手数料(全国保証住宅ローンのみ)		50,000円
不動産担保調査手数料		50,000円
固定金利選択手数料		10,000円
期間延長・割賦金見直し手数料		10,000円
一部繰上返済手数料	固定金利特約期間中	30,000円
	変動金利利用中	10,000円
全部繰上返済手数料	固定金利特約期間中	30,000円
	変動金利利用中	10,000円

*保証料については、窓口または担当者にご確認ください。

(別途消費税)

(2022年10月1日現在)

ポイント

手数料には、消費税がかかります。

税制が変更となった場合は、最新の税率におきかえた手数料が必要です。



その他

個人情報のお取扱いについて

(1) お客様の個人情報の利用目的

当金庫はお客様の情報について利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

(2) 個人信用情報登録

ローンお申込の情報は、与信判断のため、個人信用情報機関の登録内容照会の際に利用されます。

また、ローンの契約成立後、借入内容や返済状況（延滞、代位弁済、完済等）に関する情報が個人信用情報機関に登録され、各加盟企業が与信判断に利用します。

* なお、登録内容は、完済後も5年間登録が抹消されません。

●当金庫または保証会社が加盟し利用する個人信用情報機関

個人信用情報機関	ホームページ
一般社団法人全国銀行協会	https://www.zenginkyo.or.jp
株式会社シー・アイ・シー	https://www.cic.co.jp

●一般社団法人全国銀行協会および株式会社シー・アイ・シーと連携する個人信用情報機関

個人信用情報機関	ホームページ
株式会社日本信用情報機構	https://www.jicc.co.jp

(3) プライバシーポリシー

当金庫は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する宣言「プライバシーポリシー」を制定し、個人情報の利用目的、適切な取得、第三者提供、安全管理措置、質問・苦情の申立先などを公表しています。

プライバシーポリシーは、お取引店のほか、最寄店、当金庫ホームページにて掲示しております。

ローン契約書の用語について

【期限の利益】

期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、ローン契約の場合、借主は「契約で定められた最終返済期限までは、約定どおり返済していれば、借入金全額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。

ローン契約書第3条「期限前の全額返済義務」に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済しなければならなくなります。

【繰上返済】

借り入れ当初の契約で定められた期限よりも前に繰り上げて返済することをいいます。具体的には、残っている債務額（ローン残額）の一部を繰り上げて返済すること、あるいは残債務全額を一括して返済することをいいます。

【債権譲渡】

債権者は自己の有する債権を第三者に譲渡することが法律で認められています。この行為を「債権譲渡」といいます。金融機関が住宅ローンなどの貸し出しを行った場合には、金融機関は借主に対して「貸し出した金銭を利益とともに返済してもらおう」という債権を有するわけですが、この債権を第三者に譲ることをさします。

【損害金】

借主が約定どおり元金金の返済を行わない場合、返済日の翌日から入金日までの期間について、返済が遅延している元金に、借入要項に記載された所定の利率を乗じて算出された金額を、違約金としてお支払いいただくものです。

【代位】

保証人が保証債務を履行することによって、金融機関が有する担保権その他の権利を取得することをいいます。

【抵当権】

借主または第三者が所有する不動産などを、債務の担保（返済できなかったときに債権者が優先的に弁済を受けるために差し入れる財産）として債権者に提供する旨の契約によって成立する債権者の担保権をいいます。

借主が債務を返済しなかった、またはできなかった場合には、抵当権者（この担保権を有する債権者）は、担保を処分して得られた処分代金からローン残高および売却にかかった費用を他の債権者に優先して回収ができます。

債権者に担保を提供する者のことを抵当権設定者といいます。

「抵当権」に関わる権利の設定、消滅などの事実関係を契約当事者以外の第三者に示すため、債権者と抵当権設定者は共同で法務局などに登記・登録を行うこととなっています。

ローン契約書の用語について（つづき）

【半年ごと増額返済】

ボーナス返済ともいいます。一般には、ボーナス時などに年2回、通常の毎月返済額に一定額を上乗せして返済することをいいます。

【保証債務の履行】

保証人が借主に代わって金融機関に債務の返済を行うことをいいます。

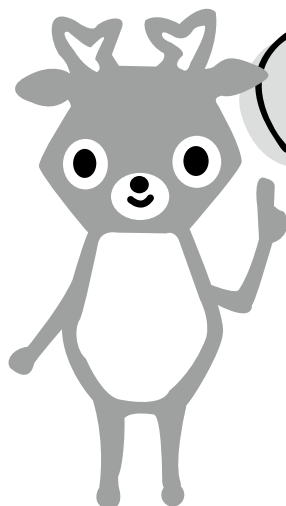
【未払利息】

ローンの利息の支払方法が後払いであるために、発生しているが支払われていない利息のことです。たとえば、ボーナス返済月を3ヶ月経過した時点で繰上返済を行う場合、ボーナス返済分の利息は一般に6ヶ月分を後払いする取り扱いとなっているため、前回の増額返済（ボーナス返済）以降の3ヶ月分の利息が未払利息となり、繰上返済時にはこの分をご精算いただく必要が生じます。

【連帯保証人】

「保証人」は、借主がローンなどを返済できない場合に、借主に代わって返済する義務を負う人をいいますが、「連帯保証人」とは、さらに借主と連帯して返済義務を負う人をいいます。連帯責任を負わない「保証人」は、債権者から請求された場合でも、まず借主に請求するよう求め、また借主に返済資力のあることを証明すれば支払いを拒むことができます。

これに対し「連帯保証人」の場合は借主と同様の責任を負うので、債権者が借主に請求したか否かや、借主に資力が残っているか否かにかかわらず、借主の債務不履行があり債権者から請求を受けた時は、直ちに借主に代わって返済する義務を負い、借主より先に財産に対する差押えなどの強制執行を受けることもあります。金融機関に対する保証は、一般に連帯保証となっています。なお、「連帯保証人」がローンの借主に代わって債務の返済をしたときは、連帯保証人はローンの借主に対して求償することができ、この求償のために債権者の権利に代位することができます。

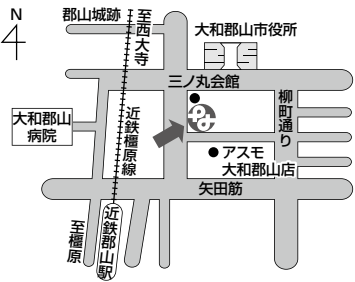


わからないことは
信用金庫に聞いてみよう!

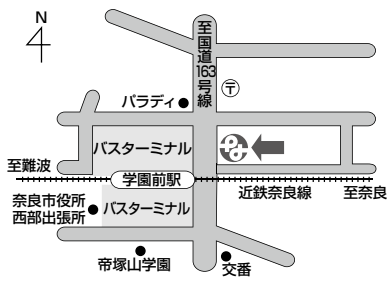
休日にローンの
相談ができる店舗もあるよ!
詳しくはHPを確認してね!

～ 店舗一覧 ～

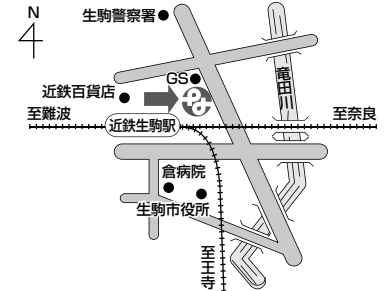
01 本店営業部 ☎(0743) 54-3111(代)
大和郡山市南部山町529番地の6



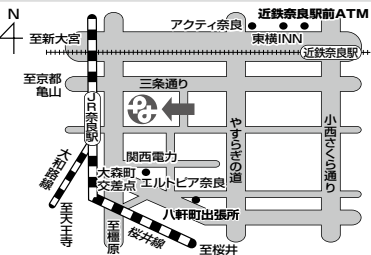
02 学園前支店 ☎(0742) 45-4567(代)
奈良市学園北2丁目1番2号



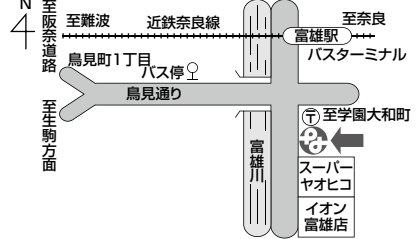
03 生駒支店 ☎(0743) 74-1011 (代)
生駒市谷田町843番地の5



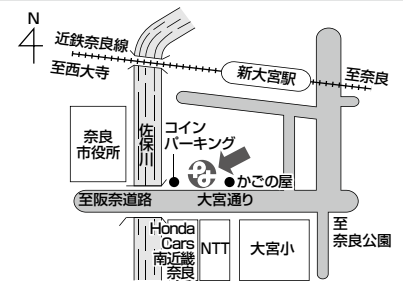
04 奈良支店 ☎(0742) 26-8111 (代)
奈良市三条町511-3 奈良交通第2ビル
八軒町出張所 ☎(0742)26-8111(代)
奈良市西木辻町146番地



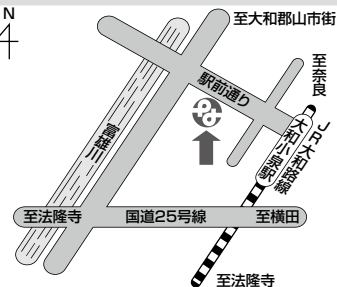
05 富雄支店 ☎(0742) 45-4401 (代)
奈良市富雄元町2丁目6番31号
ローンプラザ ☎(0742) 45-3821



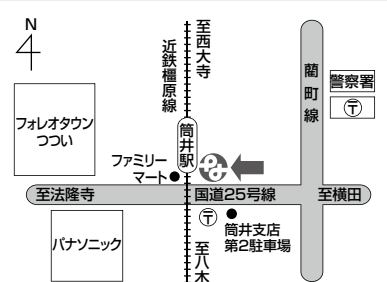
06 大宮支店 ☎(0742) 33-1771 (代)
奈良市大宮町6丁目3番地の8



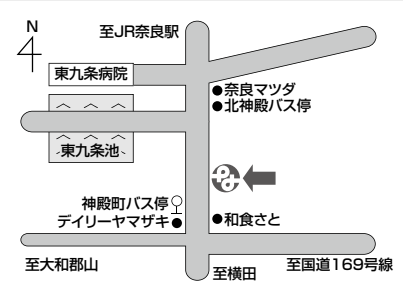
07 小泉支店 ☎(0743) 52-0505 (代)
大和郡山市小泉町549番地の2



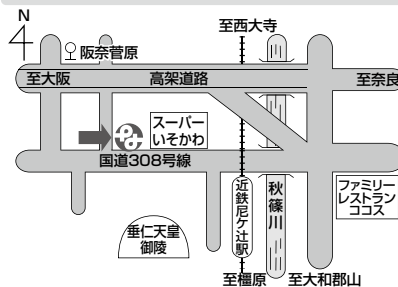
08 筒井支店 ☎(0743) 56-5450 (代)
大和郡山市筒井町727番地の3



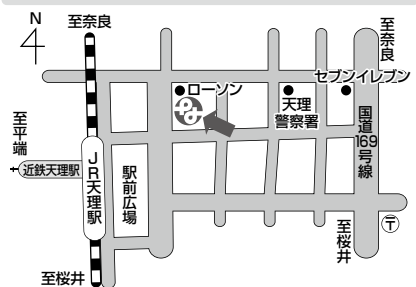
09 こどの支店 ☎(0742) 63-3117(代)
奈良市神殿町667番地の1



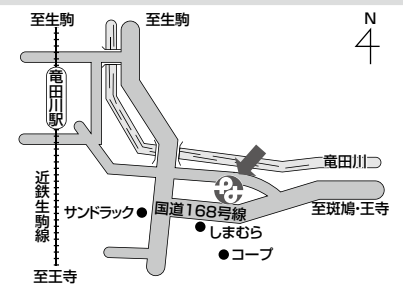
10 尼ヶ辻支店 ☎(0742) 41-2454(代)
奈良市宝来1丁目9番1号



11 天理支店 ☎(0743) 62-3006(代)
天理市田部町531番地



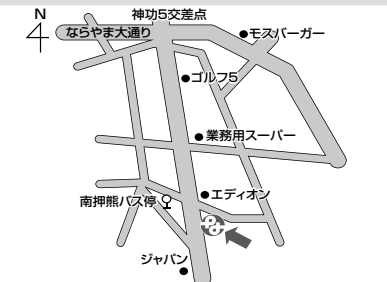
12 龍田川支店 ☎(0745) 45-1311(代)
生駒市平群町椿井715番地の1



13 木津川梅美台出張所 ☎(0774)72-4411(代)
木津川市梅美台8丁目1番5



14 押熊出張所 ☎(0742)48-1260(代)
奈良市押熊町557番地7



 奈良信用金庫

